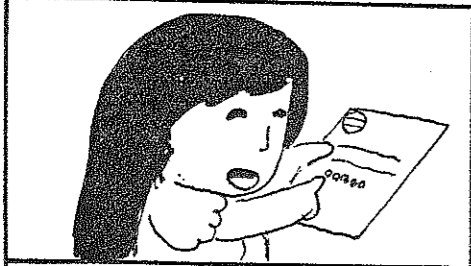
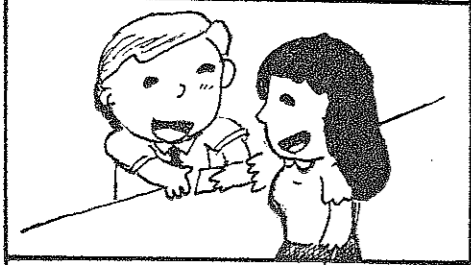


投票はこのように順序で



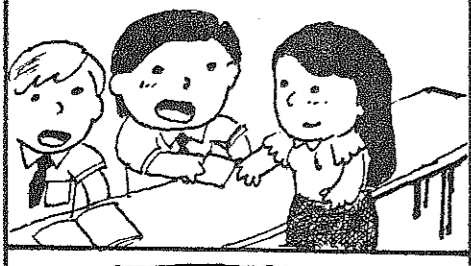
① 投票所入場整理券に記載された「あなたの投票所」をよく確認してください。



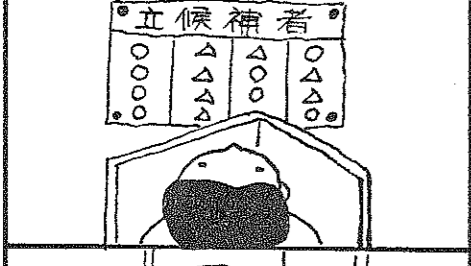
② 投票所の受付で、投票所入場整理券を提出してください。



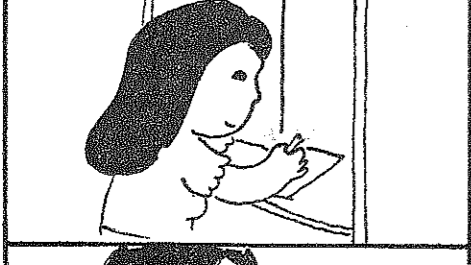
③ 投票所の係員が、選挙人名簿との照合を行いますので、しばらくお待ちください。



④ 本人であるとの確認を済ませ、投票用紙をお渡しします。



⑤ 投票所内に掲示されている立候補者名を、もう一度確かめてください。



⑥ 立候補者名を投票用紙の枠内に正確に書いてください。



⑦ 投票箱に入れて、投票所から退場してください。

8月7日は衆議院京都府第2区投票日

棄権せず投票を



体の不自由な人のために

郵便投票ができます



左の身体障害者のみなさん、選挙権の行使の途を開くため、不立候補者の特例として「郵便による投票制度」が設けられています。

この方法で投票できるのは、身体障害者または傷病手帳を持っている人のうち、次の事項に該当する場合です。

- ① 身体障害者手帳を持っている人
- ② 心臓、じん臓、呼吸器に障害のある人
- ③ 四肢、またはその障害の程度が二級以上の障害のある人
- ④ 前項の①～③の障害のある人
- ⑤ 前項の①～③の障害のある人
- ⑥ 前項の①～③の障害のある人
- ⑦ 前項の①～③の障害のある人
- ⑧ 前項の①～③の障害のある人
- ⑨ 前項の①～③の障害のある人
- ⑩ 前項の①～③の障害のある人

選挙公報を早く家庭へ

「選挙公報」は、私たちが選挙で候補者を選ぶのに、欠かすことのできない大切な資料です。選挙管理委員会では、選挙公報が1日でも早く市民のみなさんに届くよう努力しています。これは、一部の地域を除き、選挙管理委員会→各区分→行政連絡員→班長→各家庭という順序で配布されますので、関係者のみなさんの協力が不可欠です。特に、各班長の方には、お手元に届けられた公報を、すぐに各家庭への配布をお願いします。

市域内での住所変更者

あなたの投票所の確認を

八幡市内のなかで住所変更(転居)された場合は、その転居の届出年月日によって投票所が変わりますのでご注意ください。

昭和58年6月30日までに転居届提出し、新しい住所での投票所を決定してください。昭和58年7月1日以降に転居届提出した場合は、転居届提出した住所での投票所となります。

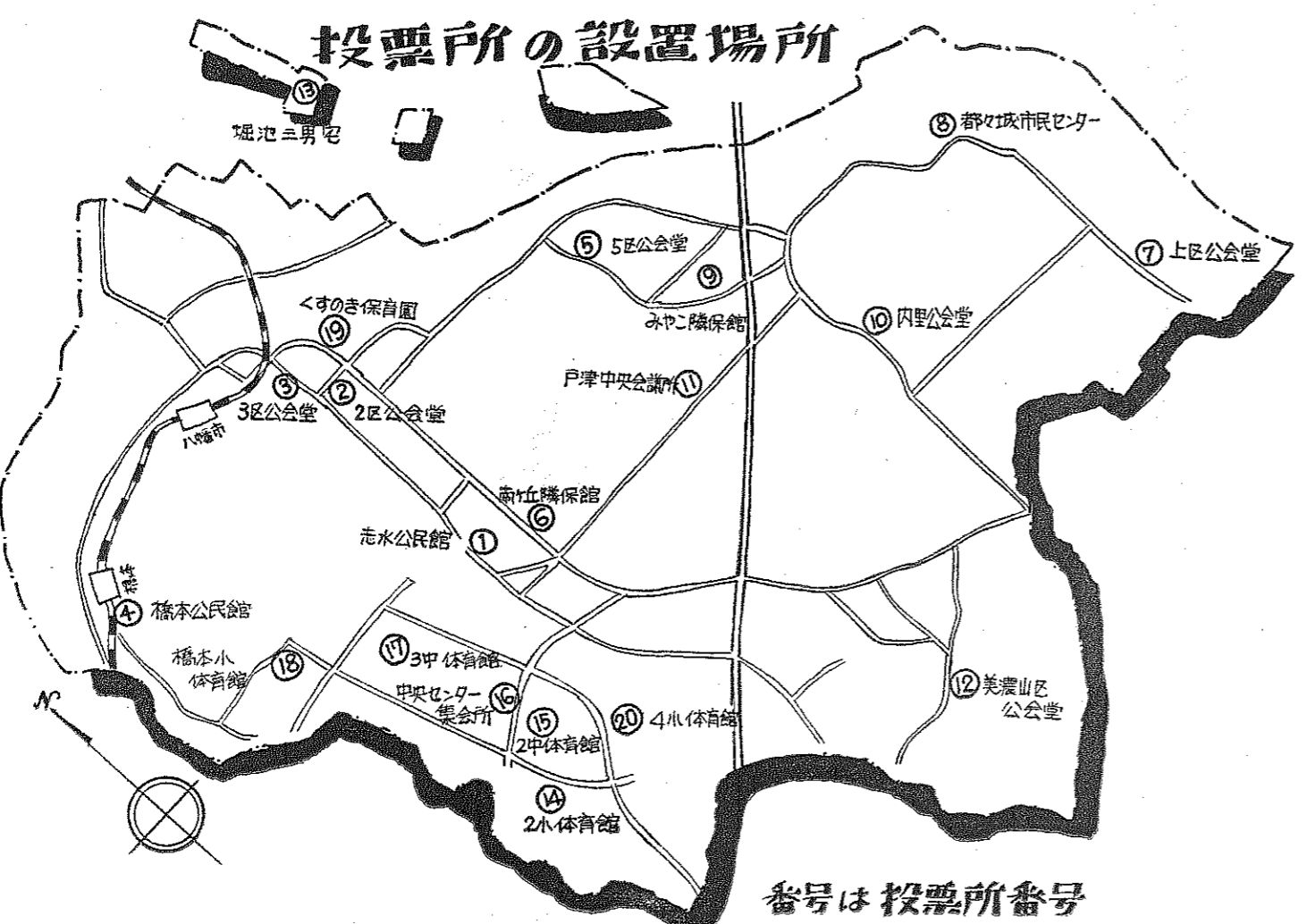


山田治男委員長

八幡市選管委員長の談話

今、八月七日に執行される八幡市選管委員補欠選挙は、京都府第二区から選出された議員の欠員二人を補ふ選挙です。さきほど執行された衆議院議員選挙と同様、私たち国民の代表として、国政に参画する人を選ぶ大切な選挙ですから、私たちが有権者に課せられた責任は極めて重大であるといえます。一票一票の重みを十分理解され、あなたに与えられた国民の権利を最大限に行使し、棄権しないで投票されますよう切望します。

みんなそろって投票しましょう



番号は投票所番号